

# 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。  
注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報＞お知らせ＞「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html)）を参照願います。

2013年10月30日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

## 【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

## 【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

## 【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

([http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html))

- ( 1 ) 公表の対象となる契約相手方 ( 共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。 )  
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。  
ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等 ( 注 ) として再就職していること  
注 ) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。  
イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- ( 2 ) 公表する情報  
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。  
ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名  
イ . 契約相手方の直近 3 カ年の財務諸表における当機構との取引高  
ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合  
エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- ( 3 ) 当機構の役職員経験者の有無の確認日  
当該契約の締結日とします。
- ( 4 ) 情報の提供  
契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号：4 国名：ハイチ 担当：経済基盤開発部  
案件名：クロワデミッション橋梁及び9号線橋梁架け替え計画準備調査  
調査区分：プロジェクト形成（無償）

1 契約予定期間：2014年1月上旬～2014年11月下旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。  
海外における橋梁設計に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

・ 商社、建設業者、本件に関連する資機材製造部門を有するコンサルタント及び本件に関連する資機材メーカー

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年11月13日から2013年11月15日17：00まで  
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。  
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年11月13日から2013年11月18日23：59まで  
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2013年11月29日12：00まで  
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 12月中旬
- (5) 契約交渉 : 12月中旬～12月下旬

5 業務の目的

ハイチ国は人口1013.5万人（2012年）、面積2万7750km<sup>2</sup>を有し、西インド諸島のイスパニョーラ島西部に位置し東にドミニカ共和国と国境を接している。西半球の最貧国であり、2010年1月の大地震により同国GDPの約120%に相当する約78億ドルの損失が生じたが、国際社会の支援により復興の兆しを見せつつある。ハイチ国内の運輸インフラは道路、航空、海運のいずれも脆弱であるが、中でも道路インフラは最も重要な輸送モードに位置づけられ、約3,600km（2011年時点）の道路網が整備されている。

ハイチ国政府は、首都ポルトープランスとその周辺地域への経済及び行政機能の一極集中が未曾有の規模の震災被害を招いたとの反省に基づき、「ハイチ国家開発戦略計画」（2033年までの開発政策、2012年策定）において重点政策の一つに地方分散化を掲げ、米州開発銀行（Inter-American Development Bank：IDB）等の支援を受けて北部地域で工業団地の建設を開始するとともに、首都圏と北部地域を結ぶ国道1号線や首都圏と中部地域を結ぶ国道3号線等の整備事業を実施している。

首都圏から工業団地の建設が進められている北部の工業重点開発地域へ向かう主要幹線道路である国道1号線と国道1号線のバイパス道路である9号線は、首都圏と北部・中部地域との間の運輸交通アクセスを確保する大動脈の一部を形成している。国道1号線上のクロワデミッション橋梁（橋長61m、幅員7m、全2車線）は、首都圏から北部・中部地域へ向かう車両の約80%が通過する橋梁であり、平均交通量は2012年の26,000台/日からさらに増加傾向にある。しかしながら、同橋は1962年に建設されたものであり、老朽化や2010年の大震災及び度重なるハリケーンによる損傷が激しいことから落橋のリスクも指摘されている。また、9号線橋梁は1997年に建設された仮設橋であり、クロワデミッション橋梁と同様に自然災害による損傷が著しいだけでなく、渋滞する国道1号線を避けてバイパス道路である9号線を利用する大型車両の増加により重量負荷からの耐久性不足も懸念されている。

このような状況を受け、ハイチ国政府はクロワデミッション橋梁及び9号線橋梁の架け替えにつき、我が国に無償資金協力を要請した。なお、我が国の対ハイチ国別援助方針の基本方針として「大地震からの復興と基礎社会サービスの確立」が掲げられているところ本事業はこの方針に合致するものであり、「復興のための基盤整備プログラム」に位置づけられる。

本調査は、要請案件の必要性及び妥当性を確認するとともに、無償資金協力案件として適切な概略設計を行い、事業計画を策定し、概略事業費を積算することを目的とする。

[ 我が国への要請内容 ]

国道1号線上のクロワデミッション橋梁（約61m）及び国道1号線のバイパス道路である9号線上の9号線橋梁の架け替え及び護岸整備工事

6 業務の範囲及び内容

- (1) 業務対象地域  
クロワデミッション橋梁（国道1号線上、グリセ川に架橋）及び9号線橋梁（国道9号線上、グリセ川に架橋）
- (2) 相手国関係機関

(3) 業務内容

- ア 過去に実施した基本設計調査結果のレビュー
- イ インセプションレポートの作成
- ウ インセプションレポートの説明・協議
- エ プロジェクトの背景・経緯の確認
- オ 橋梁現況調査
- カ 環境社会配慮事項の確認
- キ サイト状況 (自然条件等) 調査
- ク 交通量調査及び将来交通量推計
- ケ 運輸交通セクターに関連する法令や基準、設計・施工条件の確認、現地業者の技術レベルの確認
- コ 橋梁設計
- サ 護岸設計
- シ 施工計画
- ス 調達事情調査
- セ 実施体制の確認
- ソ 相手国側負担事業の概要の整理
- タ プロジェクトの維持管理計画の整理
- チ 予備的経費の検討
- ツ 概略事業費の積算
- テ 無償資金協力の実施に当たっての留意事項の整理
- ト プロジェクトの妥当性及び有効性の評価
- ナ 準備調査報告書 (案) の作成・説明・協議
- ニ 準備調査報告書等の作成

7 成果品等

- (1) 業務計画書 : 2014年1月上旬
- (2) インセプションレポート : 2014年1月中旬
- (3) 現地調査結果概要 : 2014年3月中旬
- (4) 準備調査報告書 (案) : 2014年7月中旬
- (5) 概要資料 : 2014年8月中旬
- (6) 概略事業費 (無償) 積算内訳書 : 2014年9月中旬
- (7) 準備調査報告書 : 2014年9月中旬
- (8) デジタル画像集 : 2014年9月中旬

8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 業務主任/施工計画 (評価対象予定者)
- (2) 橋梁設計 (評価対象予定者)
- (3) 護岸設計
- (4) 交通計画/道路設計
- (5) 積算/調達計画
- (6) 自然条件調査 (地形・地質)
- (7) 自然条件調査 (水理・水文)
- (8) 環境社会配慮

9 特記事項

- ・ 1999年9月に「クロワ・デ・ミシオン橋架け替え計画基本設計調査」を実施しましたが、想定された無償資金協力の実施には至っていません。
- ・ 共同企業体の結成を認める予定です。
- ・ 通訳の配置を認める予定です。
- ・ 本件受注コンサルタント (JV構成員および補強を含む。以下「受注コンサルタント」という。) は、本調査の結果に基づき、我が国政府による無償資金協力が実施される場合は、設計監理契約以外の役務及び財の調達には参加できない (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も調達できない) 予定です。

注 : 本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。